特記仕様書

- 1. 件 名 嘱託登記業務委託(山町地内・南部第478号線他)
- 2. 履行場所 奈良市山町地内
- 3. 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4. 本業務は、奈良市内において公共事業の施行に伴い必要となる土地等を取得するに当たり、当該土地等の調査、測量及び取得した土地の分筆等の表示に関する登記の嘱託又は当該区域の地図訂正等に関する業務を行うものである。
- 5. 業務種別は、調査業務、申請手続業務、境界明示申請及び手続代行並びに地図訂正業務を主とし、用地測量は奈良市が実施した(又は実施しようとする)成果物を基に、境界点確認、引照点確認等を行った上で、地積測量図を作成するものとする。
- ※ 分筆が必要な土地が数筆しかない場合や地図訂正が必要な場合等、測量業務 [用地 測量で実施可能なものをいう。] を同時に土地家屋調査士に発注する方が合理的なと きは測量業務も実施できるものとする。
- 6. 本業務において、大規模な地図訂正業務等が必要なことが明らかになった場合は、速 やかに発注者に申し出て、指示を受けなければならない。
- 7. 本業務の範囲は奈良市建設部道路建設課内で閲覧に供する図面に基づくものとする。 ただし、図面の範囲を超えなければ業務の遂行に支障がでると思われるときは、監督員 に申し出て、指示を受けるものとする。
- 8. 本業務の着手前に嘱託登記計画書及び業務数量予定書(当初協議用)を作成して、発 注者と業務内容を確認の上、履行期間内に業務を終了するように努めなければならない。
- 9. 土地等への立入りに際しては、権利者及び占有者と良好な関係を築かなければならない。立入りに不備があった場合は、責任をもって善処しなければならない。
- 10. 本業務の履行に当たっては、「不動産登記等業務(表示関係)共通仕様書」によるほか本特記仕様書によるものとする。
- 11. 「1件」とは、登記の目的、権利者、義務者、原因及び日付等が同一の場合で、不動産1個を基準とした申請の場合をいうものとする。
- 12. 現地調査費の項目の「事前調査」とは10筆ごとを1件とし、分筆予定地の筆数を

計上する(隣接地番を含まない)。なお、10筆に満たない場合も1件として計上する。

- 13. 「1通」とは、謄抄本の交付等について請求及び受領行為を一連のものとしてとらえ、その1通当たりの報酬とする。
- 14. 面積測量、平面測量の地積は全体面積の区分を適用する。
- 15. 発注者の求めにより、作成した電子データを提出しなければならない。
- 16. 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議をして定めるものとする。
- 17. 「1. 調査業務」の「(1)資料調査」において、調査した土地又は建物の簿冊・地図・図面類ごとの筆個数を計上する(例 土地登記簿と閉鎖登記簿を調査する場合は、2筆として計上)。なお、本項目で計上したものは、「9. 地図訂正業務」の「(1)事前調査」で重複して計上しないものとする。
- 18. 不動産登記等業務請負契約書別紙業務委託単価「5. 日当」により、日当が必要な場合はその理由を書面で提出しなければならない。
- 19. 「7. 筆界確認書等への署名・押印」において、1名とは利害関係人1名をいう。 ただし、同居親族が共有の場合は1名とし、それ以外の共有者は各々1名とし、押印 会等により集団で押印する場合は、半日程度毎に1名計上する。押印を得られた利害 関係人のみ計上する。
- 20. 本業務は単価契約であり、不動産登記業務請負契約書記載の請負代金は着手前の概 算額であるが、請負代金が当初比3割を超えるおそれのある時、受注者は発注者に事前 に報告するものとする。
- 21. 履行期限内に業務が完成せず、次年度に残業務を完成させる必要がある場合は別途 指示を行う。
- 22. 私有地に基準点標識を設置する場合には、事前に所有者の方の承諾を得て設置しなければならない。

別記(契約第37条関係)

奈良市個人情報取扱特記事項

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の安全管理について内部に おける責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

- 第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者(以下「作業責任者等」という。)を定め、個人情報を取り扱う業務(以下「業務」という。)の着手前に作業責任者等報告書(様式第1号)により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書(様式第 2 号)により発注者に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

- 第4条 受注者は、業務に係る作業を行う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の 着手前に作業場所に関する報告書(様式第3号)により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発 注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第6条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。 この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

(再委託)

- 第7条 受注者は、業務の第三者への委託(以下「再委託」という。)をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書(様式第4号)により発注者に申請しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書(様式第5号)により再委託を承認するものとする。
- 4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負 うものとする。
- 5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。
 - (1) 再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。
 - (2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法
- 6 受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。
- 7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)する場合について準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条 受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及 びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第9条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
 - (2) 個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。
 - (3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
 - (4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (5) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
 - (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故(以下「漏えい等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
 - (8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。
 - (9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第 三者に提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証(様式第6号)を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第12条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書(様式第7号)により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第13条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、 直ちにこれを報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査等)

- 第14条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第15条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る 帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の 事故報告書(様式第8号)を提出しなければならない。
- 2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公 表することができる。

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所) 名称(商号) 代表者名 連絡先 ()

以下のとおり報告します。

	ì		
業務名			
契約年月日	年	月 日	
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所) 名称(商号) 代表者名 連絡先 ()

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

	一木貝は仕守て及り								
業務名									
契約年月日		2	年 月	日					
	所属・職位 氏名 担当業務 変更年月日								
(変更前) 作業責任者				年	月	日			
(変更後) 作業責任者									
				年	月	В			
壮沙 レナンス				年	月	В			
抹消となる 作業従事者				年	月	В			
				年	月	Н			
				年	月	日			
				年	月	Ħ			
2白力のレチュフ				年	月	F			
追加となる 作業従事者				年	月	目			
作某伙争有				年	月	月			
				年	月	B			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

作業場所に関する報告書(新規/変更)

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所) 名称(商号) 代表者名 連絡先 ()

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
所在地 :(所	在住所)
名称 :(ビ	ル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容:(当	該作業場所で行う作業の詳細)

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

<変更後の内容> 変更年月日 年 月 日

所在地 :(所在住所)

名称 : (ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)

作業内容:(当該作業場所で行う作業の詳細)

変更する事項のみについて記入すること。

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所) 名称(商号) 代表者名 連絡先 ()

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地 (住所) 名称 (商号) 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全 性及び信頼性を確保す る対策並びに再委託先 に対する管理及び監督 の方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

 (記 号)
 第 号

 年 月
 日

再委託承認書

(受注者) 所在地(住所) 名称(商号) 代表者名 連絡先

奈良市長(公印省略)

年 月 日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次の とおり承認します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地(住所) 名称(商号) 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所) 名称 (商号) 代表者名

<u> 次のとおり個人情報を背</u>	<u>がりました。 </u>
業務名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	□ 紙□ USBメモリ□ 外付けハードディスク□ CD/DVD□ その他()
情報の名称(内容)	
受領者及び受領日	(所在地)(名称・商号)(連絡先)(受領者氏名)(受領日)年月日
預り期間(予定)	年 月 日から 年 月 日まで
返却方法(予定)	

情報の名称(内容)には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。 返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年	月	日	受領者	

個人情報消去·廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所) 名称(商号) 代表者名 連絡先 ()

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業務名						
契約年月日		年	月	月		
消去・廃棄した個人情報						
消去・廃棄年月日		年	月	日		
消去・廃棄作業場所						
作業処理者						
消去・廃棄方法						

備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法(穿孔処理、焼却処理等)を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所) 名称(商号) 代表者名 連絡先 ()

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

D(1) C 40) Milly C 1 11 12	THAT SEE STORY
業 務 名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報(前回報告: 年 月 日)
②事案の概要 (発覚日、発生日及び 発覚に至る経緯を必ず 記載すること。)	<u>発覚日: 年月日 発生日: 年月日</u>
③発生事実	□紛失 □漏えい □改ざん □破損 □その他
④漏えい等した個人デ ータ又は加工方法等情 報の内容	
⑤漏えい等した個人デ ータ又は加工方法等情 報に係る本人の数	()人 (発覚した時点で把握した概数を記載すること。)
⑥発生原因	
⑦二次被害(そのおそれを含む。)の有無 (被害がある場合は、 その内容)	

	【事案の	の公表】								
		あり (子	定も含	む。)	公表	(予定)	1	年	月	日
	7	なし		未定						
 ⑧公表(予定)	【公表》	方法(事	事案の公	表にま	さいて	「あり	(予定も言	きむ。)」	を選打	沢し
	た場合の	のみ記載	載するこ	こと。)】						
		∃Pに‡	曷載		記者会身	己				
		記者クラ	ラブ等〜	への資料	斗配布					
		その他	()			
9本人への対応等										
(連絡の有無及び対応										
内容を必ず記載するこ										
と。)										
 ⑩再発防止策等										
即丹光冽										
⑪その他										

前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引くこと。